

## 越谷市障がい者計画策定について

### 1 策定の背景

本市では、平成10年8月に「越谷市障害者計画～ノーマライゼーションの実現をめざして」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を基本に障がい者施策を進めてきた。

その後、国においては、平成15年度には障がい者福祉サービスのあり方が措置制度から支援費制度に切り替わり利用者がサービスを選択するようになったことや、平成17年にはこれまでの障がい者施策の枠組みを大きく変える障害者自立支援法が成立するなど、障がい者を取り巻く環境が大きく変化しており、市町村の果たすべき役割はさらに重要なものとなった。

近年、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいの重度化、重複化が進み年々増加傾向にある障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識が益々高まってきている。

このような状況の中で、本市では、現在進行している「新越谷市障がい者計画」を平成16年3月に平成22年度までの8年間の計画として策定し、その後、障害者自立支援法に基づき平成18年度に策定した「越谷市障害福祉計画」と整合性を図り、さらには障がい者施策にかかる国、県等の動きを踏まえて、平成19年度には見直しを行い、『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指して諸施策の推進に努めているところである。

このように現在進行している「新越谷市障がい者計画」が平成22年度までの計画期間となっていることから、引き続き障がい者施策の総合的、計画的な推進を図るために平成23年度からの新たな計画を策定するものである。

### 2 策定の根拠

障害者基本法第9条第3項による

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」

### 3 計画期間

「越谷市障がい者計画」の上位計画となる「第4次越谷市総合振興計画」は、平成23年度から平成32年度までの10年間を対象とした基本構想において、前期基本計画は平成23年度から27年度、後期基本計画は平成28年度から32年度までの各5年間を対象としている。このように基本計画の計画期間や目まぐるしく変化する障がい者を取り巻く環境等を踏まえ、「越谷市障がい者計画」の計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間とする。

なお、現在、国においては、平成21年9月9日の連立政権合意において、障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている。このため、大幅な国の制度改正があった場合については、計画期間内においても見直しを含めた対応を図る必要がある。

### 4 策定体制

#### ※別紙1 参照

#### (1) 庁内体制

##### ① 庁内策定委員会

健康福祉部長を委員長、児童福祉部長を副委員長とし、関係各課の課長相当職等にある者で構成する庁内策定委員会を設置する。庁内策定委員会は、計画策定に必要な協議を行い、計画案を作成する。

##### ② 専門部会

健康福祉部障害福祉課主幹を部会長、児童福祉部児童福祉課副課長を副部会長とし、関係各課の主幹、副課長又は係長相当職等にある者で構成する専門部会を設置する。専門部会は、計画案の作成に際し、専門的事項の検討及び調査研究を行う。

#### (2) 越谷市障害者施策推進協議会

障害者基本法第26条によれば、「市町村は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる」とされ、また、同法第9条によれば「市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障がい者その他の関係者の意見を聴かなければならない。」とされている。

本市では、障害者基本法に基づき、越谷市障害者施策推進協議会条例を定め、平成18年8月に越谷市障害者施策推進協議会を設置している。本協議会は、学識経験者、保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者、公募による市民により構成されており、計画の策定に当たっては、本協議会の意見を聴き、反映させていく。

### (3) 事務局

事務局は、健康福祉部障害福祉課に置き、計画策定に関する庶務やコンサルタントとの連絡調整等を行う。

## 5 市民からの意見聴取

### (1) 広報やホームページによる意見募集

越谷市の広報やホームページを活用し、市の障がい者施策についての意見を募集する。

### (2) 団体ヒアリング

身体障がい者、知的障がい者については、障害者福祉センターこぼと館に登録されている障がい者団体、精神障がい者については、市内の精神障害者家族会を基本に調査票及び面談により実施する。

### (3) アンケート調査

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、市民に対してアンケート調査を実施する。身体障がい者、知的障がい者及び市民については、対象者を無作為抽出し、また、精神障がい者については家族会等を通し、難病患者については埼玉県障害難病団体協議会を通して依頼する。

### (4) パブリックコメント

越谷市のホームページ等を活用し、素案に対する市民の意見を募集する。